

東京都文京区立柳町小学校 PTA 規約

第1章 総 則

- 第 1 条 (名称および事務所) 本会は柳町小学校(以下、本校と呼ぶ)PTA とし、事務所を、東京都文京区小石川1丁目23番16号、柳町小学校内に置く。
- 第 2 条 (目 的) 本会は日本国憲法と教育基本法の精神に則り、父母(P)と教師(T)が互いに協力し、柳町小学校児童の幸福と円満かつ健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 (活動方針) 本会は前条の目的を達成するために、次の方針に基づき活動する。
- 1, 児童の健康・安全・福祉を増進するとともに、家庭・学校・社会における教育環境をよくする。
 - 2, 会員相互の教養を高め、親睦をふかめる。
 - 3, 教育を本旨とする民主団体として、他のいかなる政党や宗教および営利的企業や団体の支配・干渉をも受けない。
 - 4, 本会または本会役員の名において、公私の選挙の候補者を推薦することはできない。
 - 5, 学校の人事に干渉しない

第2章 会 員

- 第 4 条 (会 員) 本会の会員は次の各項にあたるもので、すべて平等の権利と義務を有する。
- 1, 本校に在籍する児童の保護者(父および母)またはこれに代わるもの(以下保護者という。)
 - 2, 本校の教職員。
 - 3, 本会の主旨に賛同し、役員会において適当と認められた者。

第3章 経 理

- 第 5 条 (経 費) 活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもって充当する。
- 第 6 条 (会 費) 会員は次の会費を納めるものとする。
- 1, 会費は一児童につき年額 2750 円以内として、一律とする。
 - 2, 特別の事情あるものは、役員会の承認を経て会費を減免する事ができる。

第 7 条(会計年度) 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第4章 役員

第 8 条(役員) 本会に次の役員をおく。役職の兼任は原則としてできない。

会 長 1名(P)

副会長 5～6名(P4～5名、T1名、副校長これに当たる)

書 記 3名(P2名、T1名)

会 計 3名(P2名、T1名)

第 9 条(任期) PTA 規約第4章第9条(任期) 役員の任期は1ヶ年とし、再任は同一役職3回までとする。但し教職員は含まない事とする。

第10条(選 出) 役員は次の方法により選出する。

1, 会長は前年度中に当年度の全会員中より、次のいずれかの方法で選出する。

(イ)推薦委員会による推薦。

(ロ)全体委員会による無記名投票。

2, 副会長(P)、書記(P)、会計(P)については、会長が指名する。

尚、推薦委員会から推薦を受けることができる。

第11条(承認) 役員は前年度の全体委員会に報告し、その承認をとるものとする。

第12条(任 務) 役員の任務は次のとおりとする

1, 会長は本会を代表し、会務を統理する。

2, 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3, 書記は諸会議の議事を記録・保管し、庶務を担当する。

4, 会計は経理事務および財産の管理を行い、予算・決算を担当する。

第5章 総 会

第13条(定期総会) 総会は本会の最高議決機関であり、会長が召集し、毎年1回年度始めに開く。

第14条(定足数と議決権) 総会の定足数は委任状を含めて、会員の過半数とし、その議決は委任状を含む出席者の多数決による。

第15条(審議と承認) 総会においては、会務の報告、年間計画、予算、決算、その他の重要事項の審議と承認を行う。

第16条(臨時総会) 実行委員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を召集しなければならない。

第17条(総会議長) 総会の議長は、会長が務める。

第6章 運 営

第18条(役員会) 役員会は役員をもって構成し、本会の執行機関として、会務を運営する。

第19条(全体委員会) 全体委員会は総会に次ぐ議決機関とする。

- 1, 役員および委員の全員をもって構成し、会長が召集する。
- 2, 運営および活動に関する必要事項の審議と役員の承認を行う。

第20条(実行委員会) 実行委員会は本会の建議機関である。

- 1, 役員・学年および特別委員会、正副委員長・各部正副部長をもって構成し、会長が召集する。
- 2, 年間計画、予算、その他の運営・活動に関する事項を協議する。

第21条(特別委員会) 特別委員会は会長又は実行委員会が認めた場合設置することができる。

- 1, 委員は会長又は実行委員会で指名された者で構成され、会長が召集する。

第22条(学級、学年委員会)

- 1, 委員は、各学級の会員より当年度4月中に委員を選出し、本会活動の主体とする。
- 2, 学級、学年委員会は学級委員および担任の先生、当該学年より選出された役員をもって構成し、学級、学年に関する事項を協議・運営する。
- 3, 学級委員は互選により学級委員長を選出し、学級委員長の互選により学年委員長を選出する。
- 4, 学年委員会は年間活動表を作成、予算化された学年活動費をもって支弁する。
- 5, 学級・学年委員長は必要に応じ学級・学年委員会を開き、その会議の議長となる。

第23条(常置部会)

- 1, 常置部会は次の3部とし、各学級委員1名ずつをもって構成される。
- 2, 常置部会
イ 健康教育部
ロ 広報部
ハ 文化部
ニ 地域活動部
- 3, 会長は常置部会を統理し、副会長以下の役員(P)を各部に委嘱する。
- 4, 各部会は部の年間活動(事業)計画を作成し、予算化された部費を持って支弁する。
- 5, 委嘱された役員は必要に応じ部会を開き、部会の議長となる。

第7章 監査・顧問・参与

第24条(会計監査) 本会の会計を監査するために、会計監査を2名おく。

1, 選出および承認、任期は役員に準ずる。

第25条(顧問) 役員会の推薦により、顧問を若干名おく。

1, 任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。

2, 学校長は在任中顧問となる。

第26条(参与) 会長推薦により、退任役員などを参与に委嘱することができる。

第8章 その他

第27条(個人情報の取り扱い) この会がPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別途定める「個人情報取扱方法」に基づき、適正に運用するものとする。

第9章 附 則

第28条(細則・内規) 本会の運営活動の細則ならびに内規は別にこれを定める。

1, 細則・内規は各々役員会で定め、実行委員会に報告し、施行する。

第29条(規約の改廃) 本規約の改廃は全体委員会の議決をもって施行することができる。

1, 議決された規約は次期総会の承認を必要とする。

第30条(設立日) 本会の設立日は昭和23年4月1日とする。

本規約は平成13年4月21日をもって施行する。

2, 平成15年4月改訂

3, 平成18年5月改訂

4, 平成23年3月、第4章 第8条 改訂

5, 平成25年3月、第4章 第9条 改訂

6, 平成26年5月、第1章 第1条、第8章 第29条 改訂

7, 平成30年3月、以下を改訂

イ 個人情報取扱方法を追加

ロ 細則(慶弔規定)追加

8, 平成30年4月、以下を改訂

イ 第3章 第6条 PTA 会費変更(6600円→4950円)

9, 平成31年3月、以下を改訂

イ 第3章 第6条 PTA 会費変更(4950円→3850円)

ロ 第4章 第8条 副会長の定員変更(P2～3名→P4～5名)

ハ 第4章 第9条 再任上限回数の変更(2回→3回)

ニ 第6章 第23条 部長廃止、地域活動部追記

10. 令和2年7月、以下を改訂

イ 第3章 第6条 PTA 会費変更(3850円→3300円)

ロ 第3章 第6条 第三子免除の削除

11. 令和3年4月、以下を改訂

イ 第3章 第6条 PTA 会費変更(3300円→2750円)

個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料等により全会員宛に書面配布する等、適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 本会の事業に関する文書・電子メール等の送付
- (2) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面又は電子メール等で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をする

ことでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供年月日

(3) 提供する対象者の氏名

(4) 提供する情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名/住所

- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、全体委員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第 3 条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

細則（慶弔規定）

第1条 この規定は会員及び児童、その他の慶弔について定める。

（児童関係）

第2条 児童の死亡に際しては、香典 10,000 円を贈り、PTA会長又は代理の者が通夜又は告別式に参列する。

第3条 児童が入院 2 週間以上にわたる場合は、見舞い金 5,000 円を贈る。

但し、年度内に同一児童が同じ傷病で複数回入院した場合は、初回のみ見舞い金を贈り、年1回とする。

（保護者関係）

第4条 保護者の死亡に際しては、香典 5,000 円を贈り、PTA会長又は代理の者が通夜又は告別式に参列する。

（教職員関係）

第5条 教職員の婚姻、出産に際しては祝金 5,000 円を贈る。

第6条 教職員の死亡に際しては、香典 5,000 円を贈り、PTA会長又は代理の者が通夜又は告別式に参列する。

第7条 教職員の両親（義理含む）、配偶者、こどもの死亡に際しては、香典 5,000 円を贈る。

第8条 その他の事項については、必要に応じて、会長・副会長で協議し決定する。決定事項については役員会で報告する。